

参考資料

(金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等のあり方)

令和3年4月15日

金融庁

外資系金融機関 11 社に対し、本年 1 月から 2 月にかけて、以下のアンケートを実施。各社から得られた回答の概要は以下の通り。なお、各金融機関固有のシステムの名称等の記載については、省略している。

1. グループ全体の組織等について

① グループベースのビジネスラインについて、

(i) 御社のビジネスライン編成の概要（グローバルベース、注 1,2）と日本法人・支店の各部門がどのビジネスラインに属しているか（注 3）御教示ください。

(注 1) 「概要」とは、例えば以下のイメージを考えており、主要部門については、各部門の具体的な業務についてもご回答下さい。

- ・ 投資銀行部門 (DCM、ECM、M&A Advisory、Global Markets など)
- ・ 商業銀行部門の内訳 (Large Corporate、SME、リテール、Consumer Finance) 及び Large Corporate の主な業務 (Lending、CME、Custody、プロジェクトファイナンス等)
- ・ 資産運用部門、投資部門 (自己運用部門含む)
- ・ ウェルスマネジメント部門、Private Banking 部門 等

(注 2) 以下の点については、可能な範囲で細かくご教示頂けると有難いです。

- ・ 「Investment Banking」と「(Large) Corporate Banking」の業務内容
- ・ 「(本国市場での) IB/CIB」と「(SME 等を含む) Retail Banking」との区分

(注 3) なお、1つの部門において、レポーティングラインが複数系統ある場合 (投資銀行部門において、投資銀行業務とマーケット業務についてレポーティングラインが異なる等) は、その旨ご回答下さい。

(回答) 回答が多様であるため、省略。

② 上記① (i) でお示しいただいたグループ内における各部門のうち、グループ内の投資銀行部門と商業銀行部門の業務における顧客情報管理や利益相反管理に関し、現地の銀行法令/証券法令の適用関係について、以下のうちどちらに該当しますか。また、グループベースの規程・ポリシー等は、銀行法令/証券法令の適用をどのように反映して定められているか、あわせてご回答下さい。

(i) 米国

- ・ 回答 A : 銀行法令のみ適用されている
- ・ 回答 B : 証券法令のみ適用されている

- ・ 回答 C：銀行法令及び証券法令が適用されている

(回答) 回答 A：0社、回答 B：0社、回答 C：9社、その他：2社

※「その他」と回答した金融機関のコメントは以下の通り。

- ・ 本国で投資銀行部門や商業銀行部門等の各ビジネスに適用される法令をベースにグループポリシーを策定。齟齬や他の法令要件がある場合、各地域においてローカルの規程を策定。
- ・ 全ての国の適用される法令を基にグループベースのポリシーを策定。

(ii) 欧州

- ・ 回答 A：銀行法令のみ適用されている
- ・ 回答 B：証券法令のみ適用されている
- ・ 回答 C：銀行法令及び証券法令が適用されている

(回答) 回答 A：1社、回答 B：0社、回答 C：8社、その他：2社

※「その他」と回答した金融機関のコメントは以下の通り。

- ・ 本国で投資銀行部門や商業銀行部門等の各ビジネスに適用される法令をベースにグループポリシーを策定。齟齬や他の法令要件がある場合、各地域においてローカルの規程を策定。
- ・ 全ての国の適用される法令を基にグループベースのポリシーを策定。

(iii) アジア・パシフィック

- ・ 回答 A：銀行法令のみ適用されている
- ・ 回答 B：証券法令のみ適用されている
- ・ 回答 C：銀行法令及び証券法令が適用されている

(回答) 回答 A：1社、回答 B：0社、回答 C：8社、その他：2社

※「その他」と回答した金融機関のコメントは以下の通り。

- ・ 本国で投資銀行部門や商業銀行部門等の各ビジネスに適用される法令をベースにグループポリシーを策定。齟齬や他の法令要件がある場合、各地域においてローカルの規程を策定。
- ・ 全ての国の適用される法令を基にグループベースのポリシーを策定。

2. 投資銀行部門（及び Corporate Banking 部門）における MNPI の管理について

① 投資銀行部門における MNPI の管理に関し、以下の点についてご回答下さい。

(i) 組織・体制

(回答)

- ・コンプライアンス部門コントロールルームにて一元管理。
- ・コンプライアンス部門コントロールルームが管理。コントロールルームは、日本においては内部管理統括責任者にレポーティングしつつ、グローバルでは米国本社コントロールルームのグローバルヘッドにもレポーティング。
- ・コンプライアンス部コントロールルームにて一元管理。
- ・コントロールルーム(投資銀行部門から独立)が担当。投資銀行部門内では、個別案件ごとにディールチームが編成され、案件に関する MNPI は原則ディールチームのメンバー以外の者とは共有不可。ディールチームの責任者には、案件の状況を一貫して適切に管理する責任。
- ・コンプライアンス部コントロールルームが担当。業務遂行中に MNPI を取得する可能性が高い部署を、パブリック部門から物理的に隔離して設置。
- ・個別の非公開情報の管理は各部署が責任を持って実施し、疑義がある場合には、各国のコンプライアンス部門と共同して取り組む。各地域のコントロールルームが MNPI を含む非公開情報を管理するグループ・システムの管理全体を監督。
- ・各地域のコンプライアンス部コントロールルームで MNPI の精査を行い、グローバルで共通のシステムで一元管理。
- ・コンプライアンス統括部のコントロールルームが、グローバルで統一した枠組み・基準により MNPI を管理。
- ・グループ全体に適用される規程に基づき、グローバルで統一した枠組み、基準によって管理。役職員は、業務に関して MNPI を取得したときはコンプライアンス部門にあるコントロールルームに報告。
- ・グローバルベースで、コンプライアンス部コントロールルームが一元管理。日本法人については、コンプライアンス部内のレポーティングラインに加え、グローバルヘッドの下、各地域のコントロールルームと協働で MNPI を管理。

(ii) MNPI の管理システムの仕組み(取得から登録、登録後の見直し、解除に至るまでのプロセス)

(回答)

- ・MNPI を受領した際、速やかにコントロールルームに報告。コントロールルームは、システムに情報を登録。情報受領者・ディールチームリーダーは登録後の追加情報についてコントロールルームに報告。コントロールルームからも進捗状況につき適宜確認。情報が公表されるか、取引状況に鑑み MNPI 登録の必要がなくなった場合、コントロールルームにて登録を解除。
- ・MNPI を受領した際、役職員は、業務に関連するか否かを問わず、速やかにコントロールルームへ報告。コントロールルームは、役職員から報告を受けた場合、又は独自に法人関係情報が取得されたと判断した場合には、速やかにグレイリスト等への登録を実施。MNPI の公表等の確認ができれば、グレイリスト等から削除。
- ・MNPI を受領した際、従業員は、コントロールルームにメールや電話等で情報を登録。コントロールルームは、管理システムにて MNPI を管理。情報についてアップデートがあれば随時、従業員からコントロールルームに報告。MNPI が公表された場合や、MNPI に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合に、MNPI 登録を解除。

- ・ MNPI を受領した際、役職員は MNPI の内容を速やかにコントロールルームに報告し、コントロールルームは、管理システムに登録。投資銀行部門の役職員は案件の進捗に応じてコントロールルームに適宜報告。コントロールルームも必要に応じて定期的に投資銀行部門の役職員に進捗を確認。MNPI が公表された場合や、MNPI に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合には、コントロールルームは当該情報を管理対象から除外。
- ・ MNPI を受領した際、投資銀行部門の担当者は、直ちにコントロールルームに報告。コントロールルームはそれらの情報を情報管理システムに登録（ウォッチリスト登録）。当該情報は同時に利益相反管理チームにも送られ、利益相反のチェックを実施。MNPI 受領者は、登録済みの案件情報等に重要な進展や変更があった場合や、当該情報が公表又は消滅した場合にも、直ちにコントロールルームに報告。
- ・ MNPI に該当する情報を受領した際、役職員は、直ちにコントロールルームに報告。コントロールルームは、MNPI をグローバルの管理システムに登録し、管理。コントロールルームは、MNPI の登録後は、当該情報の内容に変更がないか情報を入手した従業員等に定期的に確認をすることや公表情報を確認すること等で、登録内容の見直しを実施。MNPI が公表され機密性を失った場合、当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合には、コントロールルームに速やかに連絡するよう義務付けており、コントロールルームで解除することが適切か確認した上で、解除を実施。
- ・ MNPI を受領した際、システム上で登録。社内ルールに記載のケースに該当する場合には、適宜、登録後の見直しを行う必要。システムの登録情報が MNPI に該当せず、非公開情報に該当することとなった場合には、登録内容をアーカイブ化し、非公開情報を登録するシステム上の機密情報として登録。
- ・ MNPI を受領した際、役職員は、直ちにコントロールルームに報告。情報の取得日時・取得先・取得方法や取得した情報の内容や情報受領者のリストをグローバル共通のシステムを使用し報告。登録された情報は本店のコントロールルームが管理するウォッチリスト・グレーリストに流れる。MNPI を取得した役職員は受領した情報が更新された場合はその都度、グローバル共通のシステムにて報告し、また、情報が公表されていないか等、当該情報を抹消する状態にないかを定期的に確認。MNPI 登録を解除する場合、MNPI を受領した役職員がグローバル共通のシステムから登録解除の報告。
- ・ MNPI を受領した際、役職員は案件の主要な情報のすべてを案件進捗管理システムに登録。登録された案件は、コントロールルームが管理する法人関係情報管理システムにフィードされ、内部情報が含まれると判断した場合には当該案件に係る発行体等の銘柄をウォッチリストに追加。業務上関与する案件とは別に例外的に内部情報を入手した場合や、役職員が入手した当該情報が内部情報に当たるか否か判断できない場合についても、コントロールルームに判断を求める制度を導入。取引情報は、期中・期末にも適宜更新される。コントロールルームが当該情報の公表、当該情報にかかる案件の消滅もしくは当該情報の陳腐化を確認し、MNPI 登録の解除を判断。
- ・ MNPI を受領した際、投資銀行部門の職員は、コントロールルームに報告。コントロールルームは、当該 MNPI に関連する情報を、MNPI 管理システムに登録し、管理。このシステムを利用して、コントロールルームの職員により、当社のウォッチリスト等に載せる銘柄が定められ、それらの銘柄についての情報の更新が適宜行われる。
- ・ MNPI を受領した際、コントロールルームに対し報告。報告を受けたコントロールルームは、当該情報が MNPI に該当するかを判断し、MNPI に該当した場合、社内システムを用いて、当該情報の内容及び当該情報を取得した役職員を登録。MNPI の内容に変更がある都度、登録内容を更新。MNPI を取得した従業員及びコントロールルームは、当該情報の公表の有無等を定期的に確認し、解除条件を満たすことが確認された場合には、当該情報及び対象従業員を管理対象から除外。

(iii) MNPI のシステム登録後の管理フロー（管理システムのアクセス権限の保有者・管理責任者、他部門からのアクセス制限管理、当該情報を用いた取引等の

チェックプロセスなど)

(回答)

- ・システムへのアクセス権限はコントロールルームで管理しており、アクセス権限の保有者はプライベートサイドの内部管理部門の従業員で、その職務を遂行するにあたり必要な従業員に限定。取引のチェックについて、MNPI を保有する銘柄の従業員取引は禁止されており、個人取引申請時に MNPI を保有していないことを表明する必要。プライベートサイドの従業員は、当該従業員が MNPI を保有しているか否かに関わらず、当グループに MNPI 登録がされている会社の証券については、個人取引担当コンプライアンスにて取引申請を却下。
- ・システムへのアクセス権限は、原則コントロールルーム担当者のみが付与。コントロールルームでは、法人関係情報をグローバルで管理するために統合情報管理システムを導入。グレイリスト等への登録も当該システムを通して実施。当該システムは、法人関係情報に関連する他のシステムとリンクしており、利益相反チェックの実施や投資銀行部門におけるプロジェクトの立ち上げ等の情報が即時に共有される。
- ・システムへのアクセス権限は、コントロールルームのメンバーに限定。システムサポートのメンバーはプライベート・サイド・サポートとして登録されており、従業員取引に関する制限も課される。取引のチェックについて、MNPI に関係する発行体を監視銘柄リストに掲載し、コントロールルームで、不公正取引防止のための売買審査を実施。投資銀行部門及び資本市場統括本部の従業員については個別銘柄の取引が制限され、監視銘柄リストの銘柄については取引の事前承認の段階で取引を却下。従業員取引の売買データを監視銘柄リストとも照合し、不公正取引が行われていないことをモニタリング。
- ・システムへのアクセス権限は、コントロールルームのメンバーに限定。月次でシステムにアクセス権を有する者のリストを確認し、管理を実施。取引のチェックについて、投資銀行部門の従業員は、株式の新規買付は原則禁止。売却については当社が MNPI を有する銘柄の従業員取引が禁止。取引申請はすべてシステムで行い、プライベートサイドの従業員が、当社が MNPI を有する銘柄について申請を行った場合は、却下される。従業員が行った取引と MNPI を有する銘柄を紐づけて事後の検証も実施。
- ・システムへのアクセス権限は、コントロールルームと、ウォッチリスト登録銘柄の売買審査担当者、役職員個人による取引の事前承認を行う担当者に限定。投資銀行部門等を含むビジネスサイドや、他部門にはアクセスは付与されておらず、システムのアクセスはコントロールルームにより定期的にチェックを実施。取引のチェックについて、独立した売買審査担当者、及び役職員個人による取引管理担当者により実施、投資銀行部門に所属する役職員による個別銘柄の買い取引は禁止。
- ・システムへのアクセス権限について、グローバルのコンプライアンスに所属する従業員（コントロールルーム、利益相反管理担当者、リサーチ・クリアランス担当者等）及びコンプライアンス専属の IT 担当者のみがアクセスを取得。コントロールルームでは、定期的にアクセス取得者の確認を実施。情報を用いた取引のチェックについて、各拠点の売買審査担当チームがグローバルのシステムを使用して実施。日本では、コンプライアンス部コントロールルームにてシステムを使用した売買審査を実施。当該情報を用いた従業員取引等のチェックも、コンプライアンスにて実施。
- ・取引のチェックについて、役職員が個人投資等の取引を行う際は、申請者の上席者が、申請者による MNPI の保持の有無等を確認したうえ、システム上で承認を行うとともに、最終承認者が、システムの登録情報等を確認のうえ承認を行う。
- ・システムへのアクセス権限は、基本的に各地域のコントロールルームの役職員に制限。取引のチェックについて、コンプライアンス部モニタリング&サーベイランスチームで実施。疑義がある取引が見つかった場合はコントロールルームと共に精査。
- ・システムへのアクセス権限は、コンプライアンス統括部コントロールルーム及び売買審査を担当している役職員数名のみに限定。アクセス権の管理責任

者はコントロールルームの責任者。アクセス権の申請時は、社内プラットフォームにて申請を行い、コントロールルームの責任者の承認を取得。アクセス権は、四半期に一度見直し。取引のチェックについて、コンプライアンス統括部では、コントロールルームがウォッチリストに登録された全案件をモニタリング対象とし、自己勘定に係る取引・ブローカー業務に係る取引・役職員による個人証券取引についてモニタリングを実施。

- ・システムへのアクセス権限は、コントロールルームの職員、その他のコンプライアンス部の一部の部署の職員、及びコントロールルーム担当の IT 部署の職員が保有。取引活動を監視するシステムへのアクセス権は、情報障壁サーベイランスチームの職員ないし同部署担当の IT 部署の職員にのみに付与。システムの管理責任者は、コントロールルームのグローバルヘッドとコントロールルーム担当の IT。システムへのアクセスの頻度・パターン等を解析したレポートを検証し、定期的にアクセス権者を見直し。
- ・システムへのアクセス権限は、コントロールルームのメンバー、業務上アクセスが必要な他のコンプライアンス部のメンバー（従業員取引の担当者、モニタリング・サーベイランスチームの担当者及びグローバルマーケット担当）、調査本部の審査担当者並びにシステムの保守点検を担当する IT スタッフに限定。管理責任者（グローバル・ヘッド・オブ・コントロールルーム）の承認無しにシステムへのアクセスは付与されない。取引のチェックは、コンプライアンス部のモニタリング・サーベイランスチーム所属の売買審査担当者が実施。

(iv) MNPI 管理をグループで統一的・一体的に運用するための取組み（例：システムの一体構築、管理体制の一元化など）

(回答)

- ・システムでの MNPI 登録により、取引監視を行うシステム及び個人取引の管理を行うシステムに自動で流れ、その情報に基づき取引監視及び個人取引の事前承認を実施。
- ・コントロールルームシステムを導入し、コントロールルームが法人関係情報等を一元的に管理・監視する体制をとることで、法人関係情報等の授受を精緻に把握することが可能となり、必要のない第三者への伝達防止の実効性を担保。
- ・MNPI 管理システムはグローバルで共通のシステムであり、情報を一体的に管理。コントロールルームは米国、英国、香港、日本のチームが横で連携し、24 時間、土日祝日もグローバルでカバーできる管理体制を構築。
- ・MNPI 管理システムはグループにおいてグローバルで一体構築され、統一的・一体的に運用。管理体制も、グループにおいてグローバルで一元的に管理。
- ・MNPI はコントロールルームによりグローバルで単一のシステムに登録され、一元的に管理。
- ・グローバル・ポリシー及びプロシージャーに従い、グローバルで共通の MNPI 管理システムを使用することで、管理体制を一元化。
- ・グループ統一の専用ページに、MNPI 管理システム関連の最新ルールを掲載するとともに、MNPI 管理システム関連の問い合わせ窓口として、各地域拠点のコントロールルームの担当者の連絡先を掲載。
- ・MNPI 管理はシステムを使用し、グループで統一的・一体的に管理。グループ共通の社内規程を定め、それに基づいたトレーニングを各地域で実施。
- ・情報管理は、グローバルで統一した枠組み、基準により実施。システムもグローバルで統一しており、各拠点のコントロールルームが管理を実施。
- ・システムはグループで統一的・一体的に運用。時差のある地域間で業務の引継ぎがなされ、原則として 24 時間管理がなされる体制を構築。
- ・MNPI 管理はグループ全体で各地域のコントロールルームに一元化して行われており、各コントロールルームのシステムも統一。

(v) グループの管理規程がベースとする法域規制（米国証券規制や欧州 MiFID II など）

(回答)

- ・ 米国証券規制や欧州 MiFID II を含む、当社が業務を展開する法域の法令諸規制を反映。
- ・ EU Market Abuse Regulation
- ・ 欧州 MiFID II を含む本国の規制がベースだが、各国で特別な規制が課されている場合、国ごとにカントリー・ポリシーを制定
- ・ グループの管理規程は MAR、MiFID II などをベースに策定し、各国のコンプライアンス部でそれぞれの地域の法令と齟齬がないか確認。
- ・ 特定の法域規制をベースとしていない。
- ・ 米国の規制としては、証券規制 (Securities Act)、FINRA rule、Bank Holding Company Act 等、欧州の規制としては、証券規制 (MiFID II、Financial Services and Markets Act -UK) 等

(vi) MNPI の管理が適切に実施されているかの検証態勢

(回答)

- ・ コントロールルームが案件の進捗状況をディールチームと確認し、MNPI 報告に漏れがないか適宜確認。コンプライアンス部は取引及びコミュニケーションのサーベイランスを行い、報告漏れが疑われる場合は関係各部署にエスカレーション。MNPI 登録の判断の適切性につき、コントロールルーム内でサンプルチェックを実施。
- ・ コンプライアンス部門内の担当チームが検証している他、内部監査部門により、コントロールルームにおける手続に関する監査を実施。
- ・ コントロールルーム内での MNPI の管理状況と有効性並びに関連規制等の遵守状況について、内部監査部が独立的な立場による監査で適宜検証。
- ・ コントロールルーム及び取引等のチェックを行う売買管理部で、MNPI 管理システムにアクセスのある従業員を対象に、外部送信メールのモニタリングを実施。また、定期的に内部監査を実施。
- ・ コントロールルームは各部署における MNPI の登録・管理状況に関して、定期的に quality review を実施。
- ・ コントロールルームで完了した手続きのサンプルを抽出し、手続きが適切に実施されているかを事後的に検証。コントロールルームは投資銀行部門と定期的にミーティングを行い、MNPI 管理が適切に実施されているか検証。
- ・ フロント部門職員のコミュニケーションツールを対象とした定期的なモニタリングを実施。サーベイランスシステムにおいてもスクリーニングを実施。
- ・ E-communication のモニタリングを実施。投資銀行部門の役職員の管理プロセスが適切であったかについても検証。コントロールルーム内における一連の管理プロセスが適切であったか検証。
- ・ 投資銀行部門は MNPI の管理態勢について月次でレビューを実施。また、役職員の電子メールおよびブルムバーグ・チャットについてサンプルベースでの査閲も実施。
- ・ 社内ルールを定期的に周知し、職員のコミュニケーションを定期的にモニタリング。内部監査により枠組の有効性を評価。コントロールルーム職員のシステムへの登録内容についても、定期的にモニタリング。

- ・MNPIに関するモニタリングや社内規程等の注意喚起を実施。プライベートサイドに分類される職員は、定期的にそのステータスに伴う制限等の内容を確認。MNPI 管理システムにアクセス権を有する従業員に対し、アクセス権の適切性をレビュー。内部監査も実施。

② 投資銀行部門における情報障壁に係る管理体制に関し、以下の点についてご回答下さい。

(i) 他部門の役職員に対して、MNPI の共有を行う場合のプロセス

(回答)

- ・プライベートサイドの従業員からパブリックサイドの従業員への MNPI の伝達は原則禁止されている。業務上必要で関連規程に定める場合に限り、所定の手続に則り、MNPI の伝達を行うことが可能。
- ・法人関係情報等をパブリックサイドの役職員等に伝達するためには、ウォールクロスが必要。法人関係情報を伝達しようとする者が、法人関係情報伝達の目的及び相手先、対象案件、ウォールクロス期間等必要情報を明示の上、所属部門の所定権限者の承認を得て申請を行い、コントロールルームは必要な内部承認を得る必要。ウォールクロス対象者には、コントロールルームから法人関係情報管理上の留意事項を個別詳細に指示。
- ・パブリックサイドの部門の従業員に対して MNPI の共有を行う場合、ウォールクロスの手続きを実施。プライベートサイドの従業員が当該情報をパブリックサイド従業員に伝達する前に、対象となるパブリックサイドの部門のウォールクロッシングマネジャーから事前承認を取得。事前承認後、コントロールルームは、ウォールクロスされた従業員名をシステムに記録し、電子メールで承認通知を送信。
- ・プライベートサイド従業員は、パブリックサイドへの MNPI の伝達が原則禁止。MNPI をパブリックサイド従業員に業務上伝達する必要がある場合、MNPI の伝達元・伝達先の双方の役職員の所属長が承認し、かつ、コントロールルームが適正と認めた場合に承認される。コントロールルーム担当者からパブリックサイド従業員に対し、情報管理に係る留意事項を明記したウォールクロス通知を送付し、ウォールクロス手続きが完了。
- ・パブリック部門の役職員と MNPI を共有する必要がある場合、投資銀行部門の担当者は、コントロールルームを通じて必要な承認を取得した上で伝達。承認されたパブリック部門の役職員は、受領した MNPI に基づく自己勘定取引や役職員個人の取引が禁止され、第三者への情報伝達も禁止される。
- ・投資銀行部門に所属する役職員が、業務上必要な場合に、パブリックファンクションに所属する役職員に法人関係情報の伝達を行う場合は、事前にコントロールルームを通じて、ウォールクロスアプルーバーの承認を得ることを義務付け。
- ・情報障壁を超えた部署に所属する役職員に対して、MNPI の共有を行う場合は、ウォールクロスの手続に従って、MNPI 管理システムに登録し、管理される。
- ・業務上、MNPI を伝達することが必要な場合を除いて、同じ部内であっても基本的に MNPI を伝達しない(「Need to Know」原則)。同じ部内、またはプライベート部門、内部管理部門の役職員に対して MNPI の伝達が必要な場合、伝達後速やかに伝達日時を添え、システムを通じコントロールルームに報告。パブリック部門の役職員へ伝達が必要な場合、事前にコントロールルームの精査および当該役職員のビジネスを担当するビジネスサイドの承認者の承認を得て伝達できる。この場合も伝達後速やかに、伝達日時をコントロールルームに報告。
- ・プライベート部門である投資銀行部門の役職員が MNPI 管理システムに登録された情報を共有するのは業務上真に必要な場合に限られ、当該情報を有する役職員はすべて MNPI 管理システムに登録。業務上案件情報をパブリック部門の役職員に伝達する必要がある場合、ウォールクロスを実施。個々の対象者について適切性を精査の上、プライベート部門の案件責任者・パブリック部門の役職員の所属長・コントロールルームの承認を経る。承認後、役職員の氏名と

情報の伝達日時をシステム上で入力。

- ・パブリックサイドの職員に MNPI を共有するには、所定の手続をとる必要がある。
- ・業務上法人関係情報等の MNPI を取得する従業員とそうでない従業員とを区別。MNPI の共有先の受領者が業務上法人関係情報等の MNPI を取得する従業員としてのステータスを保有していない限り、伝達者は情報伝達前にオーバー・ザ・バリアの手続きを取る。投資銀行部門の従業員が、システム上でパブリックサイドの従業員を選択して必要な情報を入力すると、従業員の承認者に申請メールが送信される。承認者の承認後、コントロールルームが管理システム上で記録・手続を行うと、注意事項を含むメールが従業員に送信され、手続が完了。

(ii) 情報障壁^(注)に係る管理が適切に実施されているかの検証態勢

(注) 情報障壁とは、グループベース又は地域ベースで採用されている情報隔離 (Information Barrier) の意。本邦金商法の FW 規制を意味しません。

(回答)

- ・コンプライアンス部が取引・コミュニケーションのサーベイランスを実施し、不適切な MNPI の伝達ที่疑われる場合は関係各部署にエスカレーション。プライベートサイドからパブリックサイドへの情報伝達が行われた際は、そのための適切な手続が実施されたか、コントロールルームにてサンプルチェックを実施。
- ・パブリック/プライベートサイド・インフォメーションバリアによる伝達防止の実効性担保のため、物理的障壁の設置 (部署を物理的に隔離・プライベート部門エリアへのアクセス制限)、システム上の障壁の構築 (プライベート・パブリックのシステムを異にする・相互のアクセス制限・プライベートサイドからパブリックサイドや社外へのメールブロック)、プロジェクト管理 (メンバーの特定・メンバー外のアクセス制限)、業務運営上の対応 (コードネームの使用・パスワードの設定・個人メールへ送信禁止・書類の持出禁止・文書破棄の徹底) を実施。これらの管理が適切に実施されているかの検証態勢について、コンプライアンス部門内の担当チームが検証している他、内部監査部門による内部監査の対象となっている。
- ・コンプライアンス部は資本市場統括本部のコミュニケーションを検証。コントロールルームは、ウォールクロスされたパブリックサイドの部門の従業員によるコミュニケーションも検証。ウォールクロスされた従業員の従業員取引についても不公正取引が行われていないかモニタリング。
- ・コントロールルーム及び取引等のチェックを行う売買管理部で、MNPI 管理システムにアクセスのある従業員を対象に、外部送信メールのモニタリングを実施。また、定期的に内部監査を実施。
- ・コントロールルームによるウォッチリストに基づいたリサーチレポートの事前審査並びに売買審査担当者による売買取引の審査を実施。オフィスのアクセス権は定期的に、Eメールのコミュニケーション等は日常的にモニタリング。
- ・コントロールルームでは、投資銀行部門の従業員に対するコミュニケーション・モニタリングを定期的に実施。
- ・フロント部門職員のコミュニケーションツールを対象とした定期的なモニタリングを実施。サーベイランスシステムにおいてもスクリーニングを実施。
- ・投資銀行部門やコントロールルームの役職員が行った一連の管理プロセスが適切であったか、コンプライアンス部で検証。また、E-communication のモニタリングも実施。
- ・グループベースでは、プライベート部門や主要なインフラ部門へのアクセスを制限。プライベート部門の役職員がパブリック部門に異動する際には、当該

役職員が関与した MNPI を含む案件を洗い出し、当該役職員をウォールクロス。

- ・社内ルールを定期的に周知し、職員のコミュニケーションを定期的にモニタリング。内部監査により枠組の有効性を評価。コントロールルーム職員のシステムへの登録内容も、定期的にモニタリング。
- ・コントロールルーム及び投資銀行部門の内部管理担当者が、入室アクセス権を有している従業員及び投資銀行部門と同じ情報障壁を有している従業員の適切性を、定期的に確認。内部監査も実施。

③ MNPI と法人関係情報の対象範囲は同様でしょうか。異なる場合は、両者の相違部分を具体的にご回答下さい。また、相違部分に該当する情報の管理方法に関し、①・②においてご回答頂いたものと異なる場合は、相違点についてもご回答下さい。

(回答)

- ・MNPI は法人関係情報よりも広い概念と考えており、高蓋然性情報等も含む。法人関係情報との相違部分に該当する情報の管理方法は、①②における回答と同様である。
- ・法人関係情報は法令において規定された概念である一方、MNPI はグローバル・ポリシー上の概念であって、日本の法制にとどまらず、諸国の法令の要請に応じた幅広い内容を包含している。厳格な管理を要する未公開重要情報を MNPI として広汎に定義している。未上場会社に関わる情報でも内容に応じて MNPI として管理を実施している。
- ・法人関係情報と MNPI を区別せず、全て MNPI として管理対象としている。
- ・MNPI は取引されている債券を有する会社が含まれ、法人関係情報は本邦に上場している有価証券の価格に影響を及ぼす情報が含まれる。
- ・MNPI には、IPO 及び一定規模以上の債券も含まれる。
- ・実務上二つの情報は区別していない。両者にはいわゆるバスケット条項が含まれ、いずれに該当するかという区別は非常に困難で、管理上も全てに該当すると考えて管理を行ったほうがよいとの考えに基づくもの。
- ・法人関係情報と比較して MNPI の判断基準のほうがより幅広い。
- ・MNPI は法人関係情報に加え、IPO の情報も含まれる。日本では法人関係情報になる蓋然性が高い情報も MNPI としている。債券の発行について日本では原則 MNPI としていないが、グローバルでは基本的に MNPI としている。
- ・MNPI の範囲の中に、法人関係情報が含まれる。
- ・MNPI に該当する情報と法人関係情報に該当する情報の対象範囲は概ね重複しているものの、一部において異なる部分もあるものと整理しているが、MNPI に該当しない法人関係情報も MNPI として管理している。
- ・ほぼ同様だが、法人関係情報に該当しない普通社債の発行に係る情報・社内 IPO 案件に係る情報・未公表の重要リサーチ情報も MNPI として管理。

④ ①～③でご回答いただいた内容は、Corporate Banking 部門やマーケッツ部門等他の部門においても、同様でしょうか。異なる場合は、主な相違点についてもあわせてご回答下さい。

(回答)

・基本的に相違はない。

※一部の金融機関では、投資銀行部門特有の取り組みとして、以下のようなものがあると回答。

- ・投資銀行部門の案件では、ディールチームリーダーに案件状況の報告責任がある。
- ・業務上常に MNPI に接しうる投資銀行部門等においてはその業務特性に応じた運用を図っている。
- ・月次のレビューについては、投資銀行部門のみ実施。

3. 投資銀行部門（及び Corporate Banking 部門）における利益相反取引の管理について

① 投資銀行部門における利益相反取引の管理に関し、以下の点についてご回答下さい。

(i) 組織・体制

(回答)

- ・利益相反管理は、グローバルの利益相反管理チームにて実施。
- ・コンプライアンス部門所属のグローバル利益相反管理室が、担当部門のマネジメント、部門ごとに任命されるコンフリクト・マネジメント・オフィサー及び法務・コンプライアンス本部の当該部門担当チームと連携し、利益相反取引の管理・ガバナンスを担当。
- ・投資銀行案件担当者は、案件発生の都度案件管理システムに入力。案件管理システムに提出された案件内容は、利益相反管理システムに送られ、投資銀行部門内のグローバルのレビュー専任担当者と、コンプライアンス部門のコントロールルーム、コンフリクト・クリアランス・オフィサー又はグローバル・コントロール・ルームのコンフリクト・クリアランス・オフィサーが案件管理システムを通じて利益相反取引か否かを特定。
- ・利益相反管理チームはグローバルの組織で、米国、欧州、香港に担当チームを設置。
- ・投資銀行部門における利益相反取引の管理は、グローバル・ポリシー及びプロシージャーに従い、グローバルでコンプライアンスに所属する利益相反管理チームが実施。
- ・利益相反管理統括部署を設置するとともに、各業務担当部署において利益相反管理責任者を設置。
- ・プライベート部門のビジネスに関する利益相反は、各地域のコンプライアンス部コントロールルームによりグローバルで共通のシステムを利用して一元管理。役職員の個人取引や社外活動（副業）に関する利益相反については、各拠点のコンプライアンス部によりアジア地域で共通のシステム（グローバルのシステムとは別）を利用して管理。当該システムに入力された社外活動についての情報は、グローバルの利益相反管理システムにも流れる。
- ・コンプライアンス統括部を「利益相反管理統括部署」とし、利益相反管理に関する全体的な管理態勢を統括。各拠点に利益相反の確認も含めて採用する案件の優先順序を決定する部署を設置し、利益相反の可能性の有無や、内在する複数の利害関係について優先順位付け等の調整を実施。
- ・投資銀行部門内において利益相反管理に携わる専任の担当者（コンフリクト・オフィサー）が地域別に配置され、地域内の案件について利益相反管理に携わるとともに、地域間で相互に連携しつつグローバルベースでの利益相反管理を実施。
- ・投資銀行部門の投資銀行本部内に利益相反取引の管理に特化したチームを設立。当該チームは、ロンドン、ニューヨーク、香港に地域ハブを持つグローバルチームである。

(ii) 利益相反管理に係るシステムの仕組み（システムへの入力、利益相反の有無のチェック、チェック後の対応、アクセス権限の保有者・管理責任者、エスカレーションする場合の対応等を含む）

(回答)

- ・投資銀行部門の役職員が案件管理システムに案件の詳細情報を入力し、登録すると、情報が利益相反管理システムにフィードされ、グローバルの利益相反管理チームが利益相反の有無をチェック。チェックの結果は利益相反管理システムから案件管理システムにフィードされ、案件内容や承認にかかる条件や注意事項につき、投資銀行部門の職員が案件管理システムで同意することでコンフリクトクリアランスとなる。
- ・利益相反管理チームは利益相反チェック管理システムを利用し、利益相反チェックの開始から最終的な解決策まで、一元的に管理。当該システムを通じ、潜在的な投資銀行業務の案件を評価し、社内のその他の案件との間で利益相反が発生していないかという観点を含めて判断。
- ・各部門が業務を実行する前段階で、グループ全体で共通の利益相反管理システムを通じて利益相反チェックを実施。利益相反チェックでは、まず部門担当者がシステムに案件概要を入力し、利益相反チェックのリクエストを実施。次に利益相反管理チームが当該リクエスト及び入力済みの他の案件を検証し、さらに関連する部門やマネジメントの代表者による検証を経て、利益相反の有無を判断。利益相反があると判断する場合には、利益相反管理チームが関係者と協議を行い、利益相反を解消するための方策を講じることが可能な場合には案件執行を承認。利益相反が解消されない場合には案件執行は承認されない。
- ・利益相反管理システムを通じて、各レビュー担当者が付した条件や承認の状況がレビュー担当者間で共有される。案件情報は利益相反管理システムからさらに情報管理を行う利益相反管理チームに流れ、他の既存案件と比較して利益相反をチェック。チェックの過程で特定された利益相反取引を管理するために、取引担当者は、適切な管理方法をとるよう指示される。
- ・投資銀行部門担当者から Web 上でコンフリクトクリアランスの申請を行う。Web から自動配信されるアラートはコントロールルームも同時に受領。利益相反管理チームは当該フォームの情報と、利益相反管理チームが管理者となっている利益相反管理システムに登録されている情報に基づきチェックを実施。エスカレーションが必要な場合は、グローバルの利益相反管理チーム、グローバルの投資銀行部門のマネジメント、法務部やコンプライアンス等と適宜連携。
- ・グローバルのコンプライアンスでは、コントロールルームが使用するシステムと同一のシステムを使用し、投資銀行部門の案件における利益相反を確認。利益相反のリスクが特定された場合には、該当する取引を所管するコンプライアンスの利益相反管理チームの各地域のヘッドクォーターと協議の上、日本においても、特定又は管理した利益相反のおそれのある取引をエグゼクティブ・コミッティに定期的に報告。ただし、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事項については、速やかにシニアマネジメントに報告。
- ・買収案件・事業や資産の売却案件において、対象案件ごとにグループベースでの管理を実施。また、発生しうる利益相反の種類については、利益相反管理システムを通してビジネス毎に管理している。
- ・MNPI 登録のシステムを通じてウォッチリスト・グレーリストに登録された案件はすべて利益相反管理システムへ流れる。役職員の個人取引や社外活動（副業）に関する利益相反管理システムにて承認された副業に関する情報も含めて集約され、利益相反となる可能性がある案件等が自動で抽出される。コントロールルームで一つ一つのアラートを精査し、必要に応じて他国のコントロールルームや投資銀行部門の役職員と最新の状況を確認しながら管理を実施。案件担当者レベルでは十分に利益相反管理を行えないと判断された場合、利益相反管理委員会が開かれる。
- ・投資銀行部門が取り組む案件の主要な情報のすべてを案件進捗管理システムに登録。登録された案件情報は法人関係情報システムにフィードされ、アジア・

太平洋地域の利益相反管理チームとコントロールルームにより、顧客の名前が一致する他の案件がないか等の観点から突合を行い、グループ全体で利益相反のおそれがある案件を検索・抽出。利益相反管理チームは、利益相反チェックだけでなく、エスカレーションする際の対応や案件執行後に生じる可能性のある利益相反も管理。

- ・案件担当チームは、対象となる取引をコンフリクトオフィサーへ報告。コンフリクトオフィサーは受任しうる案件に関し、当該案件に関わる全企業について、利益相反管理システムの登録事項と当該案件との間で潜在的な利益相反がないか調査。潜在的な利益相反が認められた場合、コンフリクトオフィサーはコンフリクト・グループの責任者へ報告し、案件担当チーム、法務部門、コンプライアンス部門又は投資銀行部門のマネジメントと連携し、所要の措置を講じる。コンフリクトオフィサーは受任しうる案件について、認識された潜在的な利益相反に対して取った措置も含め、投資銀行部門のマネジメントのうち適切な者から承認を得る。潜在的な利益相反について適切な措置が取られ、投資銀行部門のマネジメント及び関連部門から承認が得られた場合、コンフリクトオフィサーは案件担当チームへクリアランスの旨伝達。クリアランスできない場合、コンフリクトオフィサーは案件担当チームへその旨を伝え、対象案件に対する今後の関与が禁止される。
- ・ディールチームは、社内のポータルシステム経由で利益相反管理チームにコンフリクトクリアランスを要求。利益相反管理チームは潜在的な利益相反の有無を確認し、利益相反が特定された場合、投資銀行部門内とともに、必要に応じて法務・コンプライアンス部門にエスカレーションの上、マネジメントに対する提案や解決策を適切に提供。

(iii) 利益相反管理が適切に実施されているかの検証態勢

(回答)

- ・投資銀行部門のすべての案件において、案件終了後、案件管理システム内の各案件フォルダーのレビューを実施。この際、コンフリクトクリアランスが適時に行われていたか否かについて、事後的に確認。
- ・利益相反チェック管理システムへのアクセス権の付与状況について、定期的に検査を実施。
- ・利益相反管理チームによる利益相反管理システムのオペレーションの監督・モニタリングと、担当部門のマネジメント及び利益相反管理チームによる業務活動の監督及びモニタリングを実施。また、ポリシーの年次見直しに加え、内部監査部門等によるガバナンス体制も整備。
- ・コントロールルームは四半期毎に利益相反レビューのサンプルチェックを実施し、適切に実施されたことを検証。レビューの結果はシニアマネジメントへ報告。
- ・利益相反管理チームのマネージャーにより、四半期ごとに quality review を実施。
- ・利益相反管理チームの長等が完了した手続のサンプルを抽出し、手続が適切に実施されているかを事後検証。日本のコントロールルームでは投資銀行部門と定期的にミーティングを行い、利益相反チェックに漏れがないことを確認。
- ・投資銀行部門においては、利益相反管理統括部署において、業務担当部署の利益相反管理の状況を定期的に監視・検証。
- ・コントロールルームの役職員が行った一連の管理プロセスが適切であったかをコンプライアンス部内のコンプライアンス TESTING を行うチームで検証。
- ・ビジネス部門の各責任者・利益相反管理チーム・コンプライアンス部門の各者が、利益相反管理の状況について検証を実施。監査部門が、利益相反管理プロセスの遂行状況を監査。

- ・三線管理を実施しており、第一線として、コンフリクトオフィサーはピア・レビューによる内部での自己点検や研修を実施。第二線として、法務部門・コンプライアンス部門もクリアランス情報を把握。第三線として、内部監査部門が全体の枠組の有効性を評価。
- ・利益相反管理チームのグローバル・リージョナル責任者は、地域ごとに承認されたサンプルの中から、利益相反チェックやエスカレーション・承認に関する記録が適切に残されていることを確認するため、毎月サンプルチェックを実施。

② 利益相反管理に関し、以下の点についてご回答下さい。なお、上記2. ③でご回答いただくことでも構いません。

(i) 利益相反チェックの対象となる情報の類型

(回答)

- ・利益相反管理規程及びグローバルのポリシーにおいて、金融機関対顧客、金融機関の職員対顧客、顧客対顧客、金融機関の職員対金融機関という4つの類型を明示。
- ・投資銀行業務に適用される利益相反チェックに係るグローバル・ポリシーにおいて、以下の活動等への参加若しくはその同意の前に利益相反チェックの承認を得る必要があると明示。具体的には、MNPIの取得、守秘義務契約やタームシート等を含む契約の締結、助言・資金調達引き受け、ディール・コンテンツデリバティブ商品等の営業及び執行、他者との取引等を制限する契約の締結、他者に対する権利執行、他部署へのビジネス機会の紹介、提案依頼書への回答を含む短期間での案件獲得につながりうる営業、関係者若しくは潜在的顧客を代理しながら潜在的買収先若しくは買収者への連絡、取締役会等への説明、特定買収先・合併・関係者に対する財務評価を含む顧客への説明等が挙げられる。
- ・利益相反管理規程において、利益相反のおそれのある取引として、顧客対会社、顧客対顧客、従業員対顧客という3つの類型を提示。具体例として、顧客の取引内容について当社がアクセスを持ち取引に利用すること、ある顧客又は取引に関して当社又はグループ会社が複数の役割を担う状況、同じ会社の買収を希望する顧客が複数存在する場合、当社又はグループ会社又は関連する従業員への報酬の体系・アレンジやインセンティブの付与であってある特定の証券又は取引を顧客に推奨又は提案するか否かに影響を与える可能性があるもの、といった例示がなされている。
- ・利益相反取引のおそれのある取引の類型として、顧客間利益相反類型及び対顧客利益相反類型を定め、これらを利益相反取引管理対象の取引と定義。具体例としては、同一のM&A案件で買い手と売り手の両方に助言することや複数の役割を務めること、顧客に対し資金調達やM&Aに係る助言を提供する一方で当該顧客に関係する有価証券で自己勘定取引等を行うこと、顧客に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行うこと等が挙げられている。
- ・M&A、資本市場部門における引受取引、M&A取引にかかるファイナンス等では必ずチェックを実施。チェックは取引ごと、また、個々のディールチームのメンバーについて実施。
- ・M&Aアドバイザー関連案件、IPO、株式発行、ブロック・トレード、戦略的株式デリバティブ関連案件、債券引受関連案件、新規融資案件、M&A案件に伴う買収ファイナンスやヘッジ取引等の案件が、主な利益相反チェックの対象。
- ・買収／事業・資産等の売却に係る全ての案件、同一案件で別の複数の顧客を支援する可能性がある場合、同一案件で複数の当事者が関与する場合（シンジケートローン等）、秘密保持契約の締結、独占条項の締結等が、コントロールルームによる利益相反チェックの対象。
- ・非公開情報に基づき行われるプライベート部門の案件全てがチェック対象。案件の内容、案件に関わる従業員、関係する企業のクレジット情報、関係企業

への貸付状況、従業員の副業情報、使用用途（債券発行時）を考慮。

- ・ M&A アドバイザリー案件や有価証券発行のアドバイザー・引受に係る案件、役職員が業務上関与している有価証券を取引する案件等について、利益相反に該当しうる具体例としてチェックの対象となる。顧客と金融機関、顧客と顧客、金融機関と金融機関の役職員という3つの関係に着目している。
- ・ 利益相反管理方針において、利益相反のおそれのある取引類型として、①顧客と当社又は当社関係者の間の利益相反、②顧客同士の利益相反、③顧客と当社従業員の間の利益相反の3種類を例示。①の具体例として、顧客に対し資金調達やM&Aに係る助言等を提供する一方で、当該顧客に対するプリンシパル投資や当該顧客から資産の購入その他の取引を行う場合や、顧客に引受又は有価証券発行に係る助言等を行いながら、他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合が示されている。②の具体例として、競合関係又は対立関係にある複数の顧客に対し、資金調達やM&Aに係る助言等を提供する場合が掲げられている。③の具体例として、当社又は当社関係者の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与える恐れのある贈答や遊興の供応を受ける場合が掲げられている。
- ・ 顧客対顧客、会社対顧客、従業員対顧客、従業員対会社という、4つの対立構造を類型化し、該当する取引に関する情報を収集。具体的には、M&A アドバイザリー案件、第三者割当案件、IPO、有価証券の引受、自己勘定保有の有価証券の推奨・販売等について、利益相反の可能性のある取引としてチェックの対象となっている。

(ii) 利益相反チェックは、どの段階で行われるか。(例：顧客からのRFPに対する提案書の回答の前段階等)

(回答)

- ・ 特定案件にかかる提案活動（ピッチ）を行う（RFP（提案依頼書）の回答も含む）前と、案件のマンドートを受領する前の2段階で実施。
- ・ 顧客との対話の初期段階に利益相反チェックを実施。利益相反チェックに係るグローバル・ポリシーに列挙される活動への実際の参加あるいはその同意の前に行わなければならない。
- ・ 主に、MNPI取得が予想される時、守秘義務契約締結時又は案件のマンドート取得時のいずれかが生じる前の段階で実施。
- ・ 案件担当者は案件発生の都度、案件管理システムに入力。案件管理システムへの登録は、当該登録対象取引に係る業務を行う可能性が生じた後、可能な限り早期に行うものとし、遅くとも当該業務に当社が関与することが確定する前、及び当該業務に係る契約の締結前に実施。
- ・ 守秘義務契約締結前・MNPIの受領前、顧客からのRFPに対し提案を行う前、顧客からマンドートを受ける前、既にクリアランスが行われた案件で新たな顧客を受け入れる前、既にクリアランスが行われた案件で新たな役割が追加される前。
- ・ 遅くとも、機密情報の顧客からの受領・守秘義務契約書の締結・顧客へのコミットメントのうち、いずれかの段階より前に完了するものとしている。M&A案件等は、業者選定に繋がる照会への対応前や、RFPへの回答提出前にチェック完了。
- ・ 案件ベースで管理するコントロールルーム方式については、取引の勧誘（ピッチ）あるいは独占条項や守秘義務契約の締結の前に実施。各部署で管理するルールベース方式については、一例として、新規商品スキームの検討・起案過程で実施。
- ・ 顧客からRFPを受け取った時点、又は顧客への提案で今後進展しそうだと役職員が判断した段階等、案件の初期の段階で実施。新情報がシステムに入力された際又は既存情報の更新が行われた際は、利益相反管理システムが再度自動抽出。
- ・ 提案に顧客が興味を示した段階で直ちにディールログを実施し、ディールログが行われると、利益相反チェックが行われる。当該案件の発展段階に応じて、

利益相反管理チームが利益相反チェック・承認を行う、ティックプロセスを導入。

- ・特定の相手方を含む M&A のアイデアの提示・RFP への回答、守秘義務契約締結、MNPI の受領に関する合意、エンゲージメント・レター締結、口頭でのマンドート獲得、顧客との間での排他的・制限的な合意のいずれかの前に実施。
- ・守秘義務契約の署名又は機密情報の受領、特定のピッチ、RFP や正式なベイクオフへの対応、資金調達の仮条件の提案、マンドート受諾、コミットメントのいずれかの前に実施。

(iii) 各国拠点の案件について、エスカレーション時も含め、どの拠点（例：各拠点、各地域のヘッドクォーター等）で利益相反のチェック・承認が行われるのか。

（回答）

- ・米国、欧州、アジアの三拠点で利益相反のチェック・承認を実施。全案件が同一システムに集約され、どの拠点でも互いに案件をチェック・承認できる。
- ・各地域拠点がそれぞれの地域のチェックに一義的な責任を負うが、総じてグローバルベースで管理を実施。
- ・グループ会社全体で共通の管理システムで管理を実施。
- ・利益相反チェック・承認は、投資銀行部門内の担当者とコントロールルームのコンフリクト・クリアランス・オフィサーの両者が担当。コンプライアンスにおけるチェック・承認は、案件に係る対象会社の所在地域の担当拠点のコンフリクト・クリアランス・オフィサーが担当。
- ・各国の案件については、その国が属する拠点の利益相反管理チームが窓口だが、複数のリージョンに跨る案件等では、適宜グローバルの利益相反管理チーム及びグローバルの投資銀行部門のマネジメント等と連携の上、クリアランスを実施。
- ・利益相反のリスクを特定した場合には、該当する取引を所管する地域のヘッドクォーターと速やかに協議・確認の上、承認。
- ・投資銀行部門では、業務部門の長が一義的に利益相反の可能性を判断し、コンプライアンス本部がその判断につき確認を実施。コントロールルーム方式におけるシステムへの入力内容は、各地域拠点のコントロールルームが確認。
- ・利益相反となりうる案件を最後に登録した拠点を担当するコントロールルームに、利益相反管理システムのアラートが出るようになっている。
- ・ディールログが行われると、日本拠点を統括するアジア太平洋地域における利益相反管理チーム及び当社のコントロールルームによってグループ全体を対象とする利益相反チェックを実施。その結果が利益相反管理チームに報告される。
- ・コンフリクトレビュープロセスは香港とシンガポールに所在するアジア太平洋地域コンフリクトオフィサーが担当。コンフリクトレビュープロセスの過程でアジア太平洋地域の外との関連が認められた場合には、アジア太平洋地域コンフリクトオフィサーはニューヨーク・ロンドン・スイスの担当者へ連絡。
- ・利益相反管理チームは、ロンドン、ニューヨーク、香港に地域ハブを持つグローバルチームで、各地域における案件のチェック・承認を実施。地域レベルで承認できない場合は、グローバル・コミッティ等へのエスカレーションを実施。

(iv) 利益相反チェックの過程でエスカレーションした件数、承認に条件が付された件数、承認が下りなかった件数

（回答）個別の金融機関の事情に触れるため、省略。

(v) (iv) に該当する案件がある場合、具体的な事案やその際の対応

(回答)

- ・ 守秘義務契約を締結する際の承認取得や、関係当事者の事前同意の取得等、状況に応じて承認に条件が付されている。承認が下りなかった案件では、M&Aでバイサイドのアドバイザーとして承認申請したもので、海外チームですでにセルサイドアドバイザーのマンデートを受領していたため、却下の理由等詳細は伝えずに、申請は却下された旨申請者に連絡。
- ・ 金融機関が顧客による買収に係る株式発行に関与する案件において、当該金融機関の最終親会社の取締役が買収先企業の親会社の取締役を兼任しているため、当該取締役兼任の事実及び当該取締役による案件への関与がないことを顧客に開示することを条件に利益相反チェックを承認した。
- ・ 一部の案件は、案件担当者の判断により、条件が付されたり却下されたりする前に取り下げられる。付される条件は、取引を行う部門の分離、当該取引の条件又は方法の変更、又は当該取引に関する適切な開示による同意取得で、いずれも実行不可能な場合承認が下りない。
- ・ 異なる拠点对立する顧客の立場で案件を遂行していることが判明した際、当社が対立する顧客の側で案件を遂行することに対する同意を取得していることを確認の上、両プロジェクトのメンバーを分離。
- ・ 海外拠点で顧客の資産の売り手側のアドバイザーについていた中、当該資産の買い手として挙がっている企業のアドバイザーにつこうとしていたことが判明。案件担当の役職員が他方の案件情報を入手しないよう、情報・人員を管理。
- ・ 排他的な条件の合意や敵対的な案件の受任にあたっては、シニアマネジメントの承認を要求。
- ・ ブロック取引の場合、1週間の有効期限付きで承認。増資等で、資金使途の詳細な情報が不明な中で、ディールチームが秘密保持契約を締結しなければならない場合、資金使途の確認を条件に契約締結を承認。

③ コンフリクトのチェックを行うにあたり、どういった点を特に意識しているかご回答下さい。なお、全ての案件への共通点に限らず、近年の新たな事案などで特に意識している点でも構いません。

(回答)

- ・ 当社と顧客との間、従業員と顧客との間、顧客間、従業員と当社との間に実際もしくは潜在的な利益相反が生じないかという点につき、個別の案件情報と当社内の他の案件や関係性など様々な情報を照らし合わせ総合的に判断。
- ・ 利益相反管理チームは、利益相反チェックとともに、潜在的なレピュテーションの評価を行っている。利益相反管理チームは、利益相反の観点から、各事業部門が取引を追求し続けるべきか否かや、利益相反管理チームが新たな制限をかけるべきか否かについて検討している。
- ・ 利益相反の有無を検討し判断するにあたり、法令に基づき案件の受任が可能かといった視点、フランチャイズ・リスク、訴訟リスク、レピュテーション・リスク、さらにクライアント・リレーションシップ等の観点から受任することが適切かといった視点を考慮。
- ・ 利益相反取引のおそれのある取引の類型にあてはまるか否かを意識して確認を実施。
- ・ レピュテーション上、コンフリクトにより弊社グループが大きなリスクを負う可能性が生じないか、また公正な取引であるか等も意識。
- ・ クロスボーダー案件に積極的に取り組む中、グループ内の案件情報の一元的な管理や、海外案件を所管する海外の利益相反管理チームとの連携を意識。取引による優越的地位を不当に利用することがないよう管理に努めている。
- ・ コンフリクトの生じうる関係を、企業対顧客、企業対従業員、従業員対顧客、顧客間、グループ内会社間の5種類に分類し、対顧客のみならず幅広くとら

えることとしている。

- ・利益相反管理システムの設計にあたって、幅広くアラートを抽出するのは簡単だが、幅広く設定しすぎるとアラートの件数が多く煩雑になりかねないため、虚偽のアラートを出さないようにするためのロジックをグローバルレベルで考案。
- ・PE ファンドが関与する M&A 案件について、売却対象会社等の買い手が入札を通じて複数の買い手候補から決められるプロセスを踏む場合の見込案件の動向について、特に注意して取り組んでいる。
- ・コンフリクトオフィサーは潜在的な利益相反を受任しうる案件について審査する際、当該案件に関わる全ての企業について、利益相反管理システムに登録されている事項と当該案件との間で潜在的な利益相反がないか確認。
- ・案件ごとにどのように利益相反の管理を行うのが最善かを意識。全ての投資銀行本部のマネートや潜在的マネートをポータルシステムに記録し、利益相反管理チームがチェック。個人的な利益相反を引き起こす可能性のある個人的な投資も対象に含まれる。

④ ①～③でご回答いただいた内容は、Corporate Banking 部門やマーケッツ部門等のその他の部門においても、同様でしょうか。異なる場合は、主な相違点についてもあわせてご回答下さい。

(回答)

- ・利益相反管理に関する内部規程は、投資銀行部門のみならず、全てのビジネスに適用され、基本的に同様の管理を実施。
- ・企業向け融資業務やマーケッツ業務は投資銀行業務を行う部門で行われているため、同様。
- ・利益相反取引の管理に関するポリシーは、当社グループ全体の全従業員に適用。
- ・他部門でも、投資銀行部門と同様に管理を実施。
- ・企業向け融資業務やマーケッツ業務は投資銀行部門で行われており、投資銀行部門と同様。
- ・コーポレートバンキング部門でも同様の管理を実施。マーケッツ部門でも利益相反のリスクがある場合には、コンプライアンスにて確認を実施。
- ・他部門でも、守秘義務契約締結前には必ずクリアランスを実施。
- ・特に注視すべき典型取引例を意識して利益相反の確認・検証を実施。
- ・他部門では、取引ごとのコンフリクトチェックは行わないものの、その他の部分については投資銀行部門と同様の利益相反管理を実施している。

⑤ MNPI 管理及び利益相反管理の体系について、

(i) MNPI 管理及び利益相反管理に係るグループ規程の関係について、以下のどちらに該当しますか。

- ・回答 A : 両者は各々独立した規程
- ・回答 B : 両者は一体的な規程

(回答) 回答 A : 11 社、回答 B : 0 社

(ii) 法人関係情報及び利益相反の管理に係るシステムの関係について、以下のどちらに該当しますか。なお、両システムの関連性についてもあわせてご回答下さい。

- ・ 回答 A : 両者は各々独立したシステム
- ・ 回答 B : 両者は一体的なシステム

(回答) 回答 A : 9 社、回答 B : 2 社

⑥ 利益相反管理に用いられるシステムの機能について、以下のうちどちらに該当しますか。なお、「回答 B」、「回答 C」又は「回答 D」を選択された場合、その機能の概要や当該システム内の情報へのアクセス権の範囲（フロント部門がアクセス権を有するか）についてもご回答下さい。

- ・ 回答 A : 利益相反管理に特化したシステムであり、収益判断・案件管理など業務管理の機能を持つシステムとは独立しているシステム
- ・ 回答 B : 利益相反管理に特化したシステムであるが、収益判断・案件管理など業務管理の機能を持つ別のシステムと連携（登録した情報が別のシステムにも自動的に登録・反映される等）して運用されているシステム
- ・ 回答 C : 利益相反管理に特化したシステムではなく、収益判断・案件管理など業務管理の機能を併せ持つシステム
- ・ 回答 D : その他

(回答) 回答 A : 4 社、回答 B : 6 社、回答 C : 1 社、回答 D : 0 社

4. その他

① 「Need to Know」原則に基づく情報利用の管理の対象は、以下のうちどちらに該当しますか。なお、「回答 C」を選択された場合、管理対象の情報の範囲についてご回答下さい。

- ・ 回答 A : MNPI 管理や利益相反管理の対象となる情報のみ
- ・ 回答 B : 全ての顧客情報
- ・ 回答 C : それ以外

(回答) 回答 A : 0 社、回答 B : 7 社、回答 C : 4 社

※回答 C に関する各金融機関のコメントは、以下の通り。

- ・ 顧客情報のみならず、全ての機密情報が対象。
- ・ 顧客情報のみならず、個人情報等も「Need to Know」原則に基づき管理。
- ・ MNPI や顧客情報に限らず、非公開情報（Non-Public Information）が対象。
- ・ 顧客及び自社グループに関する非公開または非公開であるべき情報が対象。

② 顧客情報管理に関する日本拠点ローカル・ルール（FW 規制による上乘せ）を規定している場合、以下の各項目についてご回答下さい。

(i) FW 規制に伴う日本拠点のローカル・ルール

(回答)

- ・親子法人間等との非公開情報の授受に関する規程、利益相反管理規程、オプトイン及びオプトアウト手続に関する手順書、ファイアーウォールに関する規程
- ・親子法人等との非公開情報の授受に関する規程、ファイアーウォール（弊害防止措置）に関する規程
- ・親子法人等との非公開情報の授受に関する規程
- ・顧客情報管理に関するグローバル・ルールに上乘せする形で FW 規制に係るローカル・ルールを作成
- ・親子法人間等との非公開情報の授受に関する規程、利益相反管理規程、優越的地位の濫用防止に関する規程
- ・親子法人等との非公開情報の授受に関する規程、顧客情報共有管理規則

(ii) その他の主な日本拠点のローカル・ルール（金融規制に基づくもの）

(回答)

- ・個人情報・顧客情報管理の補足規程
- ・法人関係情報管理規程
- ・内部者取引管理規程、個人情報保護規定、法人関係情報管理規程
- ・チャイニーズ・ウォール・インフォメーション管理規程
- ・弊害防止措置（広義の FW 規制）に関するローカル・ルール
- ・利益相反管理に係る社内規程（利益相反管理方針）、法人関係情報管理規程、内部者取引管理規程
- ・該当無し

③ グループ全体（日本拠点以外も含む）で、2010 年以降、母国/欧米当局からの MNPI 管理及び利益相反管理体制に係る行政処分・指導等を受けたことがありますか。行政処分・指導等を受けたことがある場合、行政処分・指導等の内容やその際の対応（規程・システムなど運用面を含む対応）をご回答下さい（海外の監督当局との関係で、可能な範囲でのご回答で構いません）。

(回答) 個別の金融機関の事情に触れるため、省略。

④ MNPI 管理や利益相反管理に係る体制等の見直しについて、

(i) 監督当局が公表する MNPI 管理や利益相反管理に係る報告書（注）の指摘事項、監督当局による制裁金等を課す事案や、民事上の損害賠償の訴訟リスクは、投資銀行業務における MNPI 管理や利益相反管理に係る体制整備や運用のあり方の構築・見直しにどの程度影響を与えていますか。

(注) FINRA(2013) “Report on Conflict of interest” (2015)、FCA(2015) “Flows of Confidential and Inside information” 等。

- ・ 回答 A : 大いに影響を与えている
- ・ 回答 B : 一定程度影響を与えている
- ・ 回答 C : 影響を与えていない

(回答) 回答 A : 5社、回答 B : 5社、回答 C : 0社、その他 : 1社 (「どちらともいえない」)

具体的なコメントについては、個別の金融機関の事情に触れるため、省略。

(ii) (i) において「回答 A」又は「回答 B」を選択された場合、投資銀行業務における MNPI 管理や利益相反管理に係る体制整備や運用のあり方の構築・見直しにおいて、具体的にどのような影響を与えているか、ご回答下さい (海外の監督当局との関係で、可能な範囲でのご回答で構いません)。

(回答) 個別の金融機関の事情に触れるため、省略。

⑤ FW 規制に限らず、金融規制に関し、ご意見等ございましたら、ご教示下さい。

(回答) 個別の金融機関の事情に触れるため、省略。

(以上)